

薬学部履修ガイド

6. 進級・卒業（2023年度以前入学生対象）

（1）進級基準

1～3年次

当該年次までの所定の単位を修得した者は進級となります。

4年次

所定の単位を修得し、かつ薬学共用試験に合格した者は進級となります。

5年次

所定の単位を修得済みの者は進級となります。

進級の判定は後期末の教授会でを行います。なお、休学中の学生も判定対象に含めます。

（2）仮進級基準

進級基準にかかわらず、進級審査時に失格科目又は未修得科目があっても次の項目を全て満たす場合には仮進級となります。

- ① 必修科目に失格科目がないこと。
- ② 1年次に「薬学生入門」を修得していること。
- ③ 4年次に薬学共用試験に合格していること。
- ④ 1～5年次の進級審査時に必修科目のうち実習を除く未修得単位の合計が、1年次で7単位以下、2～5年次で8単位以下であること。〈2019年度以前入学生の場合〉

1～4年次の進級審査時に必修科目のうち実習を除く未修得単位数の合計が、5単位以下であること。ただし、2年次においては1年次、3年次においては2年次、4年次においては3年次の配当科目に未修得単位がないこと。なお、5年次の仮進級試験において不合格となった科目がある場合、1回に限りその科目の再評価を認めることがある。〈2020年度以降入学生の場合〉

- ⑤ 必修科目のうち実習の単位が修得済みであること。
- ⑥ 選択科目は1年次の基本教育科目と薬学関連科目から4単位以上、2年次の基本教育科目と薬学関連科目から2単位以上、3年次の薬学関連科目から2単位以上の評価がなされていること。〈2020年度以前入学生の場合〉

選択科目は1年次の基本教育科目と薬学関連科目から4単位以上、2年次の基本教育科目と薬学関連科目から2単位以上、3年次の薬学関連科目から1単位以上の評価がなされていること。〈2021年度以降入学生の場合〉

（3）卒業審査

卒業のために必要とする修得単位数は、186単位以上となります。

6年次修了時に卒業要件を満たさない場合は、留年ではなく卒業延期となります。

（4）進級・卒業発表および原級留年・卒業延期になった場合の履修

- ① 進級・卒業審査の結果は、最終の成績通知書で確認してください。（電話・メールによる問い合わせには一切応じません。）
- ② 原級留年・卒業延期者については、保証人宛に文書で通知します。指定期日までに手続き（就学継続届等の提出）を完了してください。

③ 原級留年者の翌年度の履修方法は、次のとおりです。

- 修得科目・・・講義及び演習科目は再度履修^{※1}できます。
- 未修得科目・・・再履修^{※2}します。
- 教育課程・進級基準・・・原則として入学年度のものを適用します。

※1 再度履修：過年度に修得した科目を履修すること。今年度または過年度の評価のうち高い方が最終成績評価となります。すでに修得した科目であっても、将来のために積極的に再度履修し、確かな学力を身につけましょう。C評価の科目については、再度履修を強く勧めます。

※2 再履修：過年度に修得できなかった（DまたはX）科目を履修すること。今年度の評価が最終成績評価となります。ただし、過年度に不可（D）の科目で今年度の評価が失格（X）となった場合は、失格（X）となります。

④ 卒業延期となった学生が、翌年度の前期終了時点で修得単位数が卒業基準を満たした場合は、9月に卒業することができます。